

## 令和元年度決算に関する衆議院の議決について 講じた措置

政府は、従来から、決算に関する国会の審議議決、会計検査院の指摘等に鑑み、国費の効率的使用、事務・事業の運営の適正化、不当経理の発生の防止等について特に留意してきたところである。

令和元年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置は、次のとおりである。

### 1 予備費の使用等について

予備費の使用については、憲法第87条に規定された予備費の要件に該当するか否かを十分に検討し、その節度ある利用に常に留意しているところであり、実際、新型コロナウィルス感染症の感染状況や物価動向等の予測困難な事態による国民生活や経済活動への影響に対して、機動的かつ的確な支援を講じるために、必要性や緊急性等を十分に検討した上で、その使用を決定してきたところである。

今後とも、予備費については、適切な使用に努めてまいる所存である。

事業別フルコスト情報の開示については、令和6年3月

に公表を予定している令和４年度決算分から、類似の事業の比較を容易にするため、各事業のフルコスト、コスト構成割合及び関連指標の推移や、事業類型ごとの平均コスト構成割合を公表することとしており、引き続き情報の更なる充実を図ることにより、行政活動の効率化・適正化に繋がるよう努めてまいる所存である。

決算審議の充実と迅速化に向けた取組については、決算書の早期提出に努め、令和５年11月20日に国会へ提出したところであり、引き続き決算の審議に最大限協力してまいる所存である。

また、会計検査院は、令和4年度決算検査報告を令和5年11月7日に内閣へ送付するなどしたところであり、引き続き、検査結果の早期の報告や随時の報告等の取組の実施に努めてまいる所存である。

## 2 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年度から罹患後症状に係る実態把握のための疫学調査、令和3年度から罹患後症状に係る病態解明等のための研究を実施し、令和5年度においても引き続き取り組んでいるところ

である。

その上で、診療体制を一層充実させるため、①罹患後症状の診療を行う医療機関を都道府県単位で取りまとめ、厚生労働省のホームページで紹介する、②「新型コロナウィルス感染症（C O V I D – 1 9 ） 診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」に国内外の最新の知見を反映し改訂するなど、必要な対策を講じたところである。

また、事業者の責に帰すことができない売上げ減少等による経営悪化に対し、返済期間の長期化と収益力改善を一体的に支援するコロナ借換保証の措置や株式会社日本政策金融公庫等の低利融資等に係る申込期限の延長のほか、全国 47 都道府県に設置している中小企業活性化協議会において事業再生等を一元的に支援しているところである。

さらに、新型コロナウィルス感染症に係るワクチンについては、契約や在庫管理等に関する情報公開に努めており、その確保に当たっては、事後的に第三者が客観的に妥当性を検証できるような資料を作成し、保存しているところである。

引き続き、新型コロナウィルス感染症対策の適切な実施に努めてまいり所存である。

### 3 国土交通省OBによる民間企業への人事介入問題について

国土交通省OBによる民間企業への人事介入問題については、これに関連し、内閣人事局から各府省等に対して確認を要請し、各府省等の指定職職員で再就職のあっせんとの疑惑を生じさせかねない行為を行った者は確認されなかったこと、報道発表前の退職する旨の記載を含む人事情報の政府外への提供等は一部の機関において確認されたことを公表したところである。

また、再就職等規制違反の疑惑が生じないよう、各府省等において、人事当局が業務上取りまとめた人事情報については、既に公にされているものや業務上必要性のある場合を除き、発令の前後を問わず職員OBや営利企業等には提供しないこと等としたところである。

今後とも、再就職等規制の遵守の徹底を図ってまいる所存である。

### 4 少子化対策について

少子化対策については、妊婦の方々が安心して出産でき

る環境を整備することは重要であり、経済的な負担を軽減する観点から、令和6年4月をめどに、分娩取扱施設ごとの出産費用のみならず、その施設の特色やサービスの内容なども併せて公表する「見える化」を本格的に稼働することとしているところである。

こうした取組を行った上で、次の段階の取組として、令和8年度をめどに、出産費用の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の在り方について検討を行ってまいる所存である。

また、全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「子ども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業について支援を行っているところである。

## 5 インボイス制度について

インボイス制度については、これまでも、制度導入に係る取引環境の整備として、「適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議」等を開催し、各業界における取組を後押ししてきたほか、関係省庁連名の「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&

A」を作成し、周知してきたところである。

また、令和5年9月に設置した「インボイス制度円滑実施推進に関する関係閣僚会議」での議論も踏まえ、同年11月に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、インボイス導入に係る取引実態把握のための調査等を実施することとした。

消費税の取引価格への反映が必要な場合を含め、小規模事業者等が発注事業者に適切に価格転嫁できる環境整備は重要であると考えており、引き続き小規模事業者等の取引環境の整備に取り組んでまいり所存である。

## 6 ウクライナ避難民の受入れ等について

ウクライナ避難民の受入れについては、これまで様々な支援を実施してきたところ、令和5年6月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」により、難民条約上の難民と同様に保護すべき者を保護する補完的保護対象者認定制度を創設し、補完的保護対象者として認定した者に対して、日本語教育や生活ガイダンスを受講できる定住支援プログラムを

提供するとともに、受給要件を満たす場合には生活支援を行うなど、日本国内の身元保証人の有無にかかわらず自立促進に向けた支援を行うこととしたところである。

引き続き、関係省庁と連携し、支援の着実な実施に努めてまいり所存である。

技能実習制度については、関係閣僚会議の下に設置した「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」から令和5年5月に提出を受けた中間報告書を踏まえ、同年6月に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」の改訂等を行い、①現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設すること、②新たな制度において制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点から従来よりも転籍制限を緩和することなど、検討の方向性を定めたところである。

引き続き、関係省庁と連携し、同会議から同年11月に提出を受けた最終報告書も踏まえつつ、制度の具体化に向けて検討してまいり所存である。

教職員の働き方改革については、令和元年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」改正を踏まえ、時間外在校等時間の上限等を定める指針を策定するとともに、教職員定数の改善や支援スタッフの充実、ＩＣＴを活用した校務効率化などを総合的に進めてきたところである。

今後とも、「経済財政運営と改革の基本方針2023」や、中央教育審議会において進められている議論を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の待遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めてまいり所存である。

教育のデジタル化については、1人1台端末の更新に当たり、都道府県に基金を設置し、支援を継続することとしたところである。

引き続き、教育のデジタル化に当たっては、地方公共団体と連携しながら、家庭環境等により教育機会の格差が生じないよう適切な措置を講じてまいり所存である。

## 8 介護保険制度等について

介護保険制度については、家族介護者を含めて支えるた

め、各市町村に設置された地域包括支援センターにおいて、引き続き総合相談支援を実施していくほか、各地方公共団体に対して、令和5年6月に家族介護者支援に関するマニュアル等の周知を行い、積極的な支援を促しているところである。

また、多様な世代の家族介護者や地域住民がアクセスしやすい環境整備等のためのＩＣＴ等導入支援を行うこととしているところである。

引き続き、家族介護者を含めた支援の充実に努めてまいり所存である。

旧優生保護法一時金については、支給対象者から確実に請求がなされるよう、ホームページ、新聞広告、リーフレットなどにより、制度の更なる周知広報に取り組んでいるところである。

また、令和5年度においても、都道府県、障害者関係団体などに対して、改めて積極的な周知広報を依頼したところである。

引き続き、都道府県、障害者関係団体などと緊密に連携しつつ、積極的な周知広報に努め、旧優生保護法一時金の着実な支給に万全を期してまいり所存である。

## 9 高規格幹線道路等の整備等について

高規格幹線道路等の整備については、「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」の予算も活用し、ミッショングリンクの早期解消を推進しているところである。

引き続き、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能確保が図られるよう、努めてまいり所存である。

運送業に係る 2024 年問題については、令和 5 年 6 月に我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」をとりまとめる等、抜本的・総合的な対策を講じているところである。

また、標準的な運賃については、継続して周知・徹底を図っており、加えて、物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算に係る見直しを行い、令和 5 年 12 月に引上げ幅を公表したところである。

さらに、令和 5 年 7 月に年度途中の緊急的な増員措置によりトラック荷主特別対策室を設置し、同年 11 月及び 12 月を集中監視月間とする等、関係省庁とも連携のうえ、適正取引の阻害行為の疑いがある荷主等に対する是正措置を強化している。

引き続き、運送業における労働環境の改善に取り組んでまいる所存である。

## 10 FMS調達について

FMS調達については、我が国の安全保障環境を踏まえ、運用構想、要求性能、経費、防衛生産・技術基盤の強化への影響等を検討した結果、我が国の防衛力を強化するうえで必要不可欠な装備品等を調達する手段として有益なものと考えている。

また、見積り段階から、装備品等ごとに米国政府と様々なレベルで価格低減に向けた交渉・協議を行うことで、FMSで調達する装備品等の必要経費の精査を契約前から実施しているところである。

引き続き、必要な装備品等を適正な価格で調達できるよう努めてまいる所存である。

(参考)

## 令和元年度決算に関する衆議院の議決

(令和 5 年 6 月 13 日議決)

本院は、令和元年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行つてきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 予備費の使用については、必要最小限にとどめるべきであり、年度末になって緊急性が認められない多額の予備費の使用決定を行うことがないよう十分に配慮すべきである。

事業別フルコスト情報の開示については、類似の事業の比較を容易にするための補足情報を拡充するなど、情報の更なる充実を図ることにより、行政活動の効率化・適正化に繋げるべきである。

決算の意義と重要性を踏まえ、本院の議決を次年度以

降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けて一層協力すべきである。

2 新型コロナウイルス感染症対策については、罹患後症状に係る実態調査及び病理解明のための調査研究に引き続き取り組むとともに、診療体制を一層充実させるための対策を講じるべきである。

また、事業者の責に帰すことができない売上げ減少等による経営悪化に対し、借換え支援や事業再生支援等を今後も継続すべきである。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、ワクチン単価やキャンセルに伴う返還額を含め、ワクチンの調達、在庫管理等に関する情報を公開するべきである。また、今後、同様にワクチン等を調達する場合は、事後の妥当性の客観的な検証が可能となるよう、購入量等に係る算定根拠資料を作成、保存するべきである。

3 國土交通省〇Bによる民間企業への人事介入問題については、同様の事例の有無を可能な限り全省庁で調査するとともに、国民の疑念が生じないよう所要の措置を講じるべきである。

4 少子化対策については、出産に関する負担軽減の観点から、妊産婦が適切に医療機関を選択できるよう出産費用の見える化を推進するとともに、出産費用の保険適用の導入を検討すべきである。

また、子育て家庭を支える社会の構築のため、必要な時に時間単位等で利用できる制度創設に向けた基盤整備を進めるべきである。

5 インボイス制度については、事業者間の情報量や交渉力の格差への対応が重要であることに鑑み、個人事業主等が消費税分を適切に価格に転嫁できるよう小規模事業者等の取引環境の整備に努めるべきである。

6 ウクライナ避難民の受入れについては、日本国内の身元保証人が十分な経済的基盤を持たない場合を考慮し、その支援体制を更に充実させるべきである。

技能実習制度については、人材確保の手段として機能している実態を踏まえ、制度の見直しを行うとともに、転籍緩和について検討すべきである。

7 教職員の働き方改革については、公立学校教員の長時間労働を是正するとともに、適正な時間外勤務手当の支給を行うなど、現行の教員給与制度について、抜本的な見直しを行うべきである。

教育のデジタル化については、デジタル教科書だけではなく端末の更新費用も無償化するなど、家庭環境等により教育機会の格差が生じないような措置を講じるべきである。

8 介護保険制度については、各地方公共団体にワンストップの相談窓口を設けるなど積極的な支援に取り組むと

ともに、家族を介護する介護者への支援を充実させるべきである。

旧優生保護法による被害者の救済については、一時金の支給対象となる者から確実に請求があり、かつ、着実に支給が行えるよう更なる周知、広報等を行うべきである。

9 高規格幹線道路等の整備については、地方創生や国土強靭化の観点から、未整備の部分、いわゆるミッシングリンクの早期解消に努めるべきである。

運送業に係る2024年問題については、中小事業者のガソリン代や人件費の価格転嫁を後押しするために、標準的な運賃がより一層活用されるよう、荷主等に対して制度の周知を図るとともに、長時間の荷待ちや運賃・料金の不正な据置き等の適正取引の阻害行為の疑いがある荷主等に対する是正措置を引き続き講じるなどして、ドライバーの労働環境の改善に取り組むべきである。

10 FMS調達については、見積段階における必要経費の検討を緻密に行うとともに、我が国の安全保障にとって有益であるかの観点から改めて検討すべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのよう

な不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

### 三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。